

戸田FAX情報

NO. 548

平成26年10月27日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成26年税制改正「地方法人税」創設

－平成26年10月1日以後開始事業年度より課税－

消費税（地方消費税）引上げにより地方自治体間の財政格差が拡大するため、財源偏在の是正を目指し、平成26年10月1日以後開始事業年度より地方法人課税は次の改正が行われました。

- ① 「法人住民税」の税率を引き下げる。
- ② ①の引き下げ分に相当する部分を国税に移管し「地方法人税」を新たに創設する。
* 「地方法人税」…その事業年度の法人税に対し4.4%が課税される。国税であり申告・納付は国（税務署）に対して行う。申告・納付期限は法人税と同じ。
- ③ 従来からの国税であった「地方法人特別税」（法人事業税の一部として課税収納していたもの）の税率を下げる。
- ④ 「地方特別法人税」の引き下げに伴い「法人事業税」の税率を上げる。

◎ **税率対照一覧表** （東京都内、資本金1億円以下、課税所得2500万円以下の法人の場合）

課税所得		課税所得		
		400万円以下の部分	400万円超 800万円以下の部分	800万円超の部分
税目				
法人税		課税所得の15%		課税所得の25.5%
法人住民税	改正前	法人税の17.3%（課税所得の2.595%）		法人税の17.3% （課税所得の4.4115%）
	改正後	法人税の12.9%（課税所得の1.935%）		法人税の12.9% （課税所得の3.2895%）
「地方法人税」	改正前	0		0
	改正後	法人税の4.4%（課税所得の0.66%）		法人税の4.4% （課税所得の1.122%）
法人事業税	改正前	課税所得の1.5%	課税所得の2.2%	課税所得の2.9%
	改正後	課税所得の2.2%	課税所得の3.2%	課税所得の4.3%
地方法人特別税	改正前	法人事業税の81% （課税所得の1.215%）	法人事業税の81% （課税所得の1.782%）	法人事業税の81% （課税所得の2.349%）
	改正後	法人事業税の43.2% （課税所得の0.9504%）	法人事業税の43.2% （課税所得の1.3824%）	法人事業税の43.2% （課税所得の1.8576%）
地方税合計 （課税所得に 対する税率）	改正前	課税所得の5.31%	課税所得の6.577%	課税所得の9.6605%
	改正後	課税所得の5.7454%	課税所得の7.1774%	課税所得の10.5691%

*税率の端数は実際には切り捨てられます。